

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌加内町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

幌加内町長

公表日

平成27年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課・証明書発行を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人住民税課税台帳の管理 ②個人住民税の賦課 ③課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ④収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ⑤課税原票の照会 ⑥住民税課税情報の照会
③システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、確定申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、国税連携システム、eLtaxシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル、申告受付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項並びに地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法による事務」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 小野田 倫久
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務係 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課情報管理係 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	